

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成24年1月1日～平成26年12月31日 3カ年

目標 計画期間内に看護休暇の取得をしやすいようにする
対策 平成24年12月頃 時間単位での取得を検討及び実施

目標 子供を育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
対策 平成25年4月頃 職員のニーズを把握、検討し、現在の制度の再通知・利用推進及び新たな制度導入を検討

目標 希望者には育児休業に対する法定期間（産後9週目～1歳誕生日前日まで）の延長可能できる制度を検討する（特例期間含む）
対策 平成26年12月頃 現状を把握、新たな制度導入を検討

特例期間：保育者の心身状態及び保育園入所が出来ないなどにより保育が出来ない場合のみ、最長6ヶ月の育児休業延長を認める